

牙六端城壁拔萃

壘

城 壘

第一節 緒言

單に城といへば直に江戸城大阪城の如き、封建時代の大名の居

館を意識するも、城壘は必ずしもそれのみに限らざるなり。即ち

すなはち、

自己生存の安全を保護する爲めの直接の營造物を城と書き、城

は木柵、土壘、塹壕の類より大は現今の築城に至るまで、皆之

城といふべきなり。

要するに簡單なる防衛設備及び之を施したる地域を指して  
城といふなり。鎌倉室町時代に互りては、尚城・柵の二字を主とし  
て用ひ、又城郭（城郭）等の文字が見え、時には館・楯等の文字をも使  
用したり。されど城なる語は頗る廣汎なる意義を有し、大體左の  
如き意味を表はす場合に用ひられたるが如し。

一 王城即ち京都

二 防衛を施したる邸宅

三、緊要なる地形若くは地域、地方

四、壘、柵、鹿寨の如き防衛設備

安土・桃山時代以降に於いては、城の觀念は明瞭となり、城とい

は直に壘濠を以て圍繞せられたる大名の居館兼政廳を指し、

江戸時代末期よりは、外國に對する防衛設備は、之を臺場  
或は砲臺等の名稱を附するに至れり。

第二節 城壘變遷の大要

上世 (王朝時代)

第一期 大化の改新以前

紀記に<sup>見本</sup>天石窠<sup>又は天石屋</sup>と言へるが如く我國に於ては既に早く上代に

於いて天險の地に此少の人工を加へ、障害物を設備し、以て敵の來攻を防ぎたることを明なり

尚石器時代の遺物にして、古文獻に記載なきも、城壘に關する

遺跡としては千ヤシと神籠石とあり

ニホゴシ

千ヤシはアヌ語にして城塞又は王壘の意なり 而して其の分

北は

布は北海道より南は青森・山形・岩手の諸縣に亘る

神籠石は神護石と書き、本州の西端と九州の北部に散

在する遺跡にして、山岳丘陵の上には方形の石を一列に並べ、一地域

を形成し居れり。

屢々

なほ上右にありては稻城のこと見えたり。南まなく此稻を應

用し、迅津、高單に防衛工事を施したるものあり。の如し

而して此の時代の居宅防備として、天險の地を利用し、且つ前述各種の防衛物を施したるものと想知し得られ、後世封建時代に武士の居宅次第に発達して、城壘となりし、濫鵠を茲に求め得べし。

第二期 大化改新—平安時代中期

第二期は大化改新より平安中期迄約四百年間なり。當時大陸

は唐の勢力強大にして、我國に隷屬の状態にありし、百濟、高麗相

ついでとされ、新羅は唐と結んで國勢大に振ふ等、半島の問題を  
中心として、我國と唐との關係は、頗る急迫せる状態にあり。國內は於  
いては文化改新の大業を断行し、諸般の施設は多く唐制に倣ひて、  
大規模且つ組織的に行はれ、一方北蝦夷の問題も漸く多事をうんとし、  
城壘に關しては亦種々著しき變化を起すに亘れり。其(一)は都城の  
經營、其(二)は西南地方の四防城壘の構築、其(三)は東北地方の城柵建  
設之をり。



朝の

然るに平安中期に至り、大陸及び半島との國家的関係は

漸く稀薄に赴き、東北方面の蝦夷を鎮定の要たりしかば、軍政

は革まり、地方政治を漸く廢弛の徴を帶ぶると共に、西南の城壘

を東北の城柵を何時も廢弛の狀態を呈するに至れり。而して地方

政治の弛緩は盜賊等の横行となり、之に伴ひて所謂武内武士の勃興

を見、此狀態は終に鬭争を誘起し、地方の豪族は居宅防備を嚴にして

自衛策を講ずるに至り、地の利を有する寺院を城に代用する傾向を呈したり。

中世

第一期 平安時代末期 — 鎌倉時代

第一期は平安末期より鎌倉時代まで凡そ四百年間とす。當

期の初頭より東北の蝦夷は鎮定し、大陸との交渉も稀薄となり、

般に國家的統一思想衰へ、城壘の構築並に補修は之を中止する状

態となり。然るに此間中央の威力は漸く地方に及ばず、地方の豪

族は自己勢力の扶植に努め、私兵を蓄ふるに至り、終に所謂武士

の勤倣となり、源平兩氏の興隆を見るに至れり。

斯の如き世相なりしを以て、地方の豪族、己が領域中の經濟上

或は要害上の形勝の地に居館を構へ、領民に對する威嚴を示さん爲め

且つは盜賊及び外敵に備へんが爲め、門戸塼墻を設けて防備を施し、地

方によりては、戦時に當り比較的防禦力弱き平常の居館を放棄

して、附近の天險要害の地に臨時防禦工事を施して之に依籠るとの事

ありき。而して之等居館の内外は數百乃至數千の家の子郎黨

と。又附近には農業牧畜に使役する一般農民を居住せしめたり。かくて防備を施したる豪族の居館を中心として、小規模なる部族を生じ、此部族は漸次生長発達して後世の城下町となれり。

第二期

吉野時代—室町時代

(二九九三)

第二期は吉野時代より室町時代の末期織田信長安土城を築設せし天正四年迄約二百五十年間とす。

(三三三六)

後醍醐天皇の鎌倉幕府御討伐

より、柳謙建武の中興を見たりしが、やがて政権は足利氏に歸し

(三三〇項)

一時安靜を呈せしが、應仁・文明の乱以後は、全國戦争の絶え

向なく、約二百年間不安動搖の戦國時代を出現し、城壘の構築と

亦隆盛を極めたり。此時代の末期に於いては政治上、社會上一大変革

を生じたると、鉄砲の傳來普及とにより、軍制、戦術、戦略上に著しく

変化を起し、城郭も亦其面目を改むるに亘れり。城壘の興廢も此期最

も多く、現今全國到る所に残存するものは、其殆んど大部分は此時代に

は起源す。を有

當時の城壘は、其初期に於いては、天險要害の地を利用し、比較的高山に據る傾向なりしと、戦乱の状態永引くに從ひ、平地にありし居館も、次第に壘を高くし、濠を大になすと共に、天領主は其居館を高山の山麓要害に構へ、山上の城壘と連絡し、戦時は直に之を據點となすもの多く、又單に城壘を據點となすのみならず、主將の大城壘を中心として、其領内に幾多の小城壘を配置し、互に連繫して一大地域を圍むるに至れり。而して城壘の形狀、大小、用途等其

種類は増加し、部分的技術も亦次第に進歩し、我國城壘の特色たる複雑なる郭の配置、各種の城櫓等を著しく発達し、織田信長の安土城築設以後之が大成を遂げたり。

之を要するに、中世の城壘は、主として豪族自己防備の對內的城壘にして、其規模は狭小にして山上に城塞を設け、平地に居館を置き、城の構造は分寮式にして、樓櫓其他總て簡素を旨とし、臨時築城の性質を帯びしが、戰國時代より、其規模漸次宏大となり、

且つ城内各部の構造複雑となり、分散式より集中式に移り、櫓  
櫓は拵達し、其城壘の周圍には商賈の集住を見るに至れり。

近世

第一期 安土桃山時代——江戸時代初期

(二二三六)

第一期は安土城を構築し始めたる天正四年頃より、江戸城修築  
の完成せる寛永十七年迄約六十年間とす。

(二二三〇頃)

此時代において築城技術は著しき拵達を遂げ、前代よりその山



城は廃れ、平城の流行となり、且つ其規模は宏大に赴き、外觀は  
北北重華麗を呈せり。之長期の戦乱時代に学び得たる實戦上の経験  
と、領主權の奔達、領土の擴大とによる大諸侯の出現と、宏莊を尚  
ふ時代の風潮等とによりて生ぜりし大變革なりといふべし。而して  
長期の不安動搖時代を経たる爲め、城壘は永久的の性質を有し、領主  
の邸宅と分離して存在することを許さざる事情に在りしを以て、自然  
城壘は生活に便利なる平地に設くるの必要を生じ、茲に城壘は單に

警戒を主眼とする軍事上の中心たるのみならず、政治経済上の中心とも一致して、領内統治の樞軸となり、市街の核心ともなるに至れり。斯くて城壘は益々永久的性質を帯び、終に陣營より宮殿化したなり。而して此向辺陞の土豪より挙達せる大名は、完全に政治上、社会上、経済上優越なる地位を占むるに至り、豊臣氏を経て徳川氏天下に号令するに及び、諸國の動搖漸く收まり、戦國時代領内に散在せる小城壘は一ヶ所に集中せらるゝ傾向をなれり。然れども所謂元社

優武以後は、原則として一藩一城の制を採り、然も城壘修築に  
決して、幕府は之が監視を嚴にし、一々上申許可の形式を取り、  
若し違背するものあれば、直に之を罰する状態なりしを以て、城  
壘の奔遠は茲に停滞するに至れり。

第二期 江戸時代中期

(即ち皇紀二三〇〇頃より二五〇〇頃の間)

第二期は江戸時代の大部分約二百年にして、幕府の基礎確立し、比  
較的平和にして、文化の進展せる時代とす。此の時代は城壘の新築

改築等を要せざりしのみならず、各藩の財政は窮乏し、城壘の奔達  
は中止せしが、平和の永續は經濟狀態の發達となり、城下町の繁榮榮  
を促すに亘れり。然れども幕府は諸大名、特に外様大名に對して  
は、常に疑の眼を以て監視せしを以て、諸大名は公然と警戒を嚴  
重にする事を差控へたると、平和の假面に隠れて、城下町の警戒設備  
を急がするに苦心せり。尚當時城壘の新設は殆んど行はれざり  
しと、一般學術の進歩と共に、軍事に關する形式的理論は發達

所謂軍学、兵法起り、築城学は其一部門として重要視せられ、且つ深く研究せられたり。

之を要するに第一期は、鉄砲の採用と共に戦術に変化を来し、

城壘は対内的なると其規模大にして集中式城郭となり、山上よ

り下りて平地に設けられ、城下町と合致し、天守閣其他殆ん

ど完成の域に達し、築城の全盛時代なりしが、第二期に於いては

幕府の意志により、大城壘のみ存し、其他の諸城は破却せられ

21  
同筑城に対する禁制ありしを以て、築城学研究の流行となり、  
一般文化の發達と共に城下町の繁榮を出現し、終に城壘は泰平時  
の裝飾物たるもの如き觀を呈し、以て第三期に移れり。

第三期 江戸時代末期—明治維新迄

第三期は天保末期より明治維新迄僅々二十年餘とす。然れ  
ども未曾有の國事多端の時代なりき。

而して外國の船隻には大砲を備へしものありしを以て、従来の



城壘の種類並に其性質

第三節 城壘の種類並に其性質

城壘は其着眼點（点）より種々に分類し得べし。

即ち使用期間より

大別すれば臨時・半永久・永久（久）の三種とならる。

又またその軍事上の用途

より分類すれば本據の城（本城・根城）・支城（枝城・出城・砦・壘等）・連絡の

城（繫の城・傳の城）・領土境界防禦の城・詰の城・向城・陣營の城・等となり

政治・経済上の用途より分類すれば居館政廳の城・屋敷城・城塞地帯等

あり。又江戸時代の軍学者は、堅固三段として城堅固の城・所堅固の



城の分類 城の分類 城の分類

城・國堅固の城と分類せよとのあり。又其構築位置の地勢より分類

すれば、平城・山城・平山城の三種あり。

城壘の縄張及び構造の概要  
城壘の縄張及び構造の概要  
城壘の縄張及び構造の概要

### 第四節 城壘の縄張及び構造の概要

#### 概説

縄張と稱するは、諸郭の形状・配置・城内の高低関係・面積・幅員及び方向等各郭の設計に關する事項にして、軍学者の城郭研究乃至軍学研究上最も重要視せられし一科目なりとす。而して城壘築設に當りては、先づ縄張を決定し、然る後築城しるべりをなすは勿論にして、築城工事を二大別して土工と建築とに分ち、江戸時代の軍学者は土工を並置請と稱し

城壘の築造に關する事項の整理

城壘築造上最も重要なるものなり。又建築は作事と稱し、土工の從屬的なるものにして、之に携はるるを喜ばぶりし傾向ありたり。

普請の主なるものは壘と堀となり。此二者は城郭構成上の根本的要素にして、其使用方法により城郭の「プラン」は決定せらるゝなり。而して壘は土を以て築くを普通とせしが、安土城以後は、石垣を以て其表面を固むるに至れり。

の曲折

城壘には曲線状のものと直線状のものとあり。山城には曲線的のものが多く、

大塚城の堀は、平城の堀と異なり、曲折を多し、また、

平城には直線的のもの多し。石垣の場合には直線的にして、土壘に比し曲折多し。後世に於いては側防の爲め、特に曲折を設けたるもの多し。

壘の高さ及び幅員に關し、江戸時代の軍学者は、高さを城内の平面より三間となし、天端を二間、敷幅を八間、即ち法句配は一割を標準とせり。而して此等壘には城兵の據つて戦ふ爲め、通路及び階段を設くるを並通とし、其位置形、大小等も、軍学者研究科目の一部門なり。

壘の外側には普通堀を設計、殊に平城にありては、必須要素とせられ

本城は石垣に築かれ、石垣の内には、兵衛、又、由利、  
千代、何れも、石垣に築かれ、石垣の内には、兵衛、又、由利、

たり。堀には水堀、空堀、泥田堀等あり。其掘方には、薬研堀、箱堀及

び兩者混用の片薬研堀等あり

作事に因するものには、板堀、塗堀、海鼠堀、練堀、門、矢來、柵、橋

天守

長屋(多門)櫓等あり 堀多門、櫓等の創壁には窓を設け、矢、彈丸

等の發射に供せり。此外城内には倉庫、厩、城主・從臣の邸宅及び平時

及廳となるべき建物等あり。



(しを以て、郭の形は不規則且つ複雑なるもの多かりし。

田壘は土壘となし、其高一間乃至二間にして、曲折少なく、堀は大抵水濠に

して、幅三間乃至七八間あり。対岸の敵を弓にて射るに都合よき距離

とせり。其深さは位置により異なるを、丘陵を掘切る場合には三間乃至五

間位のものなりしが如し。通路は特に屈曲を設け、或は勾配を急峻ならし

めしものなり。用水は山城にありしは、最も苦心せるものにして、井戸川、

池等を利用し、山間の湧水は特に貴重なるものとせられたり。





達するものを生じたり。

安土・桃山時代より江戸時代初期に至る間は、築城法の最も發達せし時代にして、地位の選定並に天險の應用益々巧妙となり、城壘は領内交通の要處に築き、陸路は固より、水渾にも注意し、人工と天險とを巧に利用して、威嚴と美觀とを發揮せしむるに至り、縄張法も益々複雑となれり。

32  
城壘構築に當り、壘濠の延長を短くし、然も内部の面積を廣くする事の必要なるは言を俟たざる所なり。當時軍學者は城は丸く小さく取るべし

といひ、圓形の徳、角形の損と稱せり。かくて我城壘は次第に奔達するに従ひ

郭數は増加し、第一の防禦線にて防が得ざる場合は第二第三と次第に守備し

得る如くなし。一方破るに全部混乱に陥らざる如く、城内を多ク數に區劃せり

安土桃山時代以降の大名の居城は、主として平山城を採用し、専守防

衛のものに非ずして、攻勢に轉ずることを主とせし攻勢防禦の城なり。

土居

壘も亦著しく奔達をなし、土居と石垣とを使用するに至れり。

堀 (濠)

幅は大体十五間位、深さ三四丈、岸の勾配は出来り限り急なる様  
 めたり。又城内の給水に因しては之亦大に苦心せし所にして、多数の井戸  
 を掘り、又は城外に之を求むるが如き場合には、井戸郭或は水ノ手郭を設  
 け、之を掩護をなせるものなり。

石垣

築城構築に當り石垣の利用は上世より行はれしもの、如く、遺跡とせば、

神籠石あり。 城壁が永久的性質を帯ぶる時代となり 且つ鉄砲の流行により

人工的に自由に劔防用の壘を造る必要に促され、加ふるに庶民に威嚴を示す意味

(三三九)

をいふ 城壘に石垣を利用するに至りしは、信長の築きし二條城及び安土城

以後にして安土桃山時代には大石を以て石垣を築くこと頗る盛なり。

臺場

第一節 緒言

徳川幕府國內を鎮圧し、寛永十六年七年には遂に鎖國令を出し、長崎港に於いてのみ和蘭・支那兩國との貿易を許すし、以て諸外國との交渉を断ちてより爾來二百餘年間、世は泰平に慣れ、武備漸く廢れたり。然るに間にして世界の形勢は變転して歐米諸國の東洋發展侵略となれり。

幕府は早く長崎警備の重大なるを思ひ、松平信綱をして、野母岬に於

ける遠見の制を立案せしむ何等具体的に進展せざりしが  
寛永十八年 (三三〇)

福岡藩主黒田忠之に長崎警備を命じ 翌十九年より佐賀藩主鍋島氏

(三三三)

と隔年交代して勤務せしが 幕府は又承應二年平戸藩主松浦氏に命

(三三五)

じ石火矢臺七箇所を構築せしめ明暦元年春竣功せり。之を明暦の

臺場と稱し 我國海岸砲臺の嚆矢なり。

### 第二節 時代の變遷と臺場構築の概要

長崎の石火矢臺竣功してより約百五十年間何事ともなりしが天明

たつて海防の要を察し、異國人の我海岸に來りし場合の處置、並に海岸を有する島

(1041)

(三四五三)

年間に到り林子平海防の必要を説き、又寛政四年には露國の商船松前に來りて通商を求めたり。茲に於て老中松平定信海防の勿忽諸に附すべし

らざるを察し、異國人の我海岸に來りし場合の處置、並に海岸を有する島

石以上の藩砲臺を築設すべしを令し、且つ自身且相房總の海岸を巡視し、防

禦策を策定せしと未だ其實施を見ずして定信は其職を恨みたり。

(三四六四)

文化三年露國の軍艦我北辺を侵して逃去せり幕府大いに驚き、仙

臺、會津兩藩に命じて蝦夷を守らしめ、又田付主計に命じて砲臺を命

幕府に在りては、長崎港の警衛に對し、益々重きを置くに至り、従來の海岸のみならず、山腹・山頂にも砲臺を造築せり。  
(三四七八)

豆相模・安房の海岸に築かしたり。

文化五年英國の石ト子長崎に來り、出島を攪亂して直に出帆せり。

幕府之より長崎港の警衛に對し、益々重きを置くに至り、従來の海岸のみならず、

山腹・山頂にも砲臺を造築せり。

(三四七八)

文政元年英國船浦賀に現れし爲、幕府の態度愈々緊張し、同八

年沿岸諸藩に命じて、歐米船の近づく者は事情を問はず之を砲撃せしむ

ると共に各地に砲臺を築かしたり。



(三五〇四)

此後弘化元年、和蘭は使節を遣はして告ぐるに、歐洲の大勢を以てし、南  
國修好の止むべからざるを説きしが、翌二年、亞米利加船浦賀に來りて、我票  
流民を送還し、三年、また來りて、通商を求めしを、幕府之を許さざりき。

同時に幕府は諸侯に命じ、海岸の防禦を嚴重ならしめしが、特に五島の  
領主五島盛政に命じ、福江城を、松前の領主松前廣崇に命じて、福山  
城を築かしめたり。尋いで弘化三年、江川太郎左衛門英龍再度、下田港防  
備の事を建議し、佐賀藩主鍋島齊正も、長崎湾口の防禦を建議せり。

天保元年(1830)牛久保藩(佐賀藩)に「砲臺」を築き、砲臺と大砲を築く。 (1140回)

本建議案は直に允許せられ、工事は嘉永六年に竣功したり。

是より先は文化初年より嘉永三年に至る約四十年間に、東京湾に於いて

十箇所の砲臺の建設あり。又、水戸藩・萩藩の如く砲臺を構築する等諸

藩も大々海防に勵し盡力する所ありき。

安政元年九月露國の軍艦又紀淡海峡より大阪湾に現はれしを以て

幕府大に驚き、京都守護の目的にて、紀伊・淡路・播磨等の領主に命じ

て砲臺を築造せしめ、十二月勅命を以て、諸國寺院の梵鐘を鑄潰して大砲並に

本明使に對する行旅の事 舟楫の便 大津・今津・川崎 和田岬等

ノ銃を造らしむたり。

元治元年には函館防衛の砲臺及び五稜郭等全くなり 又四年四月には大阪

(三五三)

米・佛・蘭

川にの四箇所の砲臺を竣せり。 かくて文久元年●長州藩の下関に於ける軍

艦砲撃及び鹿兒島の英艦砲撃等海防の試練行はれ 同年幕府の陸軍

奉行大給松平乘謨は其居城を和蘭式稜堡に採り 慶應二年龍岡城を完

成せり。 同年四月勝海舟の計畫により 攝津國西宮・今津・川崎 和田岬等

(三五二四)

に石堡塔の建設に着手し 元治元年八月完成せり。

かくて寛政年固より、海防の議論漸時起り、砲臺の構築も亦頻々として各地に起りしと、其計畫或は統一を缺き、或は局部に止まり、全国的に一貫せる海岸防御案として何等見るべきものなかりき。されど當時の海防論者江川英龍、高島秋帆及び佐久間象山等の卓見は、現今尚傾聴すべきものあり。

### 第三節

臺場の種類及び構造の大要

臺場を大別じて砲臺・堡塔・稜堡の三種とす。而して其任務は一

二例外を除く外、皆海防の爲めにして、敵艦と砲戦を交へ、海峡湾口等の  
 通過を要撃し、又敵の上陸を防禦するものにして所謂海岸砲臺なり。故に  
 其構築位置は多くは海岸にも、或は海中に築かれたるものあり。例外として舊國  
 の城壘に添加せるもの、或は大名の居城に稜堡の形式を用ひたるものあり。  
 砲臺の構造は主として敵正面に石垣及び土壘を築き、或は土壘のみ設計  
 所要の位置に砲座を設けし露天砲臺なり。

保塔は主として右造圓筒形の構築物にして、數個の砲眼を設計、内部

45  
は木造の床により敷階に分ち階下に火薬庫等所要の倉庫を造り、周圍に土壘を繞らせしものなり。

菱堡は城壘の繩張りを星形となし、周圍に濠を繞らし、星形の突角部に砲座を置き、十字火によりて敵兵を撃滅せんとする設備をなしたるものにして、十六七世紀頃歐洲に流行せるものを模倣せしものなり。